



民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域の生活上の心配事や、医療・介護・子育ての不安などの身近な相談相手であり、相談内容が解決できるよう必要な支援へのつなぎ役です。

視察研修

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館



4階が壊れた校舎と3階まで流されてきた車

震災の記憶と教訓を伝える「目に見える証」として2019年3月10日に、気仙沼向洋高校跡地に建設されました。13mを超す大津波に襲われながら、迅速避難で誰一人犠牲にならなかったと案内された語り部の方の話にまさに奇跡であったと思いました。

石巻南浜津波復興祈念公園

被害の大きかった石巻市南浜地区に追悼と鎮魂の場として2020年3月28日に開園しました。

震災の記憶を伝え“がんばろう”とする思いを表すかのように、奇跡の花「あいりちゃん」が咲いていました。

がんばろう!石巻



講演会 「求められる地域の力」

3月25日、鷲野明美氏(日本福祉大教授)による勉強会を開きました。

福祉支援が行き届かなかったために、罪を犯した高齢者・障がい者の状況聞き、『刑事司法と福祉の連携』による罪に問われた人々への社会復帰、支援のことを学び、民生委員にできることは何かを再認識する機会になりました。



民生委員・児童委員の日 活動強化週間 & 一斉改選

5月12日、3年目となる啓発イベントを市役所で開催し、私たちの活動内容を伝えるパネル展示を5月末まで行いました。今回は主任児童委員の活動紹介、手渡しの広報誌「あんきたより」も展示しました。市民の皆さんに、私たちの活動を知っていただく機会となったのではないのでしょうか。

私たちは12月に一斉改選を迎えますが、人と人とのつながりを大切に、福祉のバトンをつなげてまいります。



民生委員  
児童委員



名古屋家裁  
調停制度発足100周年広報企画

調停制度は、裁判官と民間から選ばれた調停委員が、紛争当事者からお話を聞き、サポートを行いながら、話し合いで問題の解決を図っていく裁判手続の一つであり、これまで、一般市民の良識を反映させながら柔軟に紛争を解決する手続として、訴訟手続と並んで極めて重要な役割を担ってきました。本年(令和4年)は、その調停制度が発足して100周年の節目の年に当たります。

名古屋家庭裁判所では、これを記念して、4月から令和5年3月までの間、調停制度の理解を深めていただくため、次の広報企画を実施しています。ぜひ、ご利用ください!

家庭裁判所で学ぶ家事調停制度  
『家事調停って何だろう?』

※事前の申し込みが必要です!

- ◆とき 火~木曜日(祝日、年末年始の期間を除く)
- ◆対象者 10人程度の団体
- ◆内容 庁舎見学をしながら、調停手続の流れ(申立て、期日、成立など)、関係職種の役割などを説明(1~2時間程度)



調停制度発足100周年  
広報用キャラクター  
上から『メガネアイ』  
『オオミミアイ』『ハナシアイ』  
三匹合せて『アイアイアイ』

職場、地域の集まり、学校などへの  
講師派遣

※事前の申し込みが必要です!

- ◆とき 平日(年末年始の期間を除く)
- ◆対象者 職場、地域の集まり、学校などで開催される研修、打ち合わせ、授業など(参加者10人以上)
- ◆内容 裁判所職員が赴き、調停手続の流れ、関係職種の役割などを説明(1~2時間程度)

問 〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目7番地1  
名古屋家庭裁判所事務局総務課庶務係  
☎(052)223-0994  
<https://www.courts.go.jp/nagoya-f>

名古屋  
家庭裁判所  
Webサイト

